

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 長 官 室  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課) 一

○化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ( ) 一

○動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( ) 二

○宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則 (農業振興課) 二

### 告 示

○家畜伝染病の発生 (家畜防疫対策室) 二

○道路の区域変更 (道路課) 三

○道路の供用開始 ( ) 三

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 三

### 企 業 局

○企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程 五

## 規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第九号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十一年宮城県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「」に改め、「省令」という。)の下に「及びクリーニング業法施行条例(平

成十四年宮城県条例第八十三号。以下「条例」という。)を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第十四条 条例第三条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第六条 条例第十二条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

附 則

様式第一号から様式第十三号までの規定中「」を「」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十三号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の化製場等に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の化製場等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第十一条 条例第十七条第三項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第一号から様式第四号まで、様式第六号から様式第九号まで及び様式第十一号中「」を「」に改める。

様式第十二号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」とし、「により、」を「により、」とし、「大きさ」を「大きさ又は、」とし、「大きさ」を「大きさとする。」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。  
（経過措置）

2 改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十一日

○宮城県規則第十二号

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則

宮城県農業大学校規則（昭和五十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（徴収の特例）

第十八条 入学者選抜手数料及び証明手数料の徴収に係る農業大学校条例第八条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により徴収する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により徴収する場合
- 三 指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により徴収する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和七年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 四頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和七年一月九日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年一月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市米山町字善王寺朝来下一一〇番一五 地先から 同市米山町字善王寺中新田二八番二地先まで	九・九 四一・三	九・九 四一・三		二二九・〇
				二二九・〇

○宮城県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年一月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	登米市米山町字善王寺大久保二一番七地先から 同市米山町字善王寺中新田二八番二地先まで	令和七年 一月二十一日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和七年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 液体クロマトグラフ質量分析装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和七年七月一日から令和十二年六月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県警察科学捜査研究所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和七年一月三十一日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和七年二月十四日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和七年三月三日(月)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年三月四日(火) 午前九時三十分

4 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 3, 2025, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of Liquid Chromatography Mass Spectrometry Analysis Equipment - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 4, 2025, 9 : 30 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

### 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年一月二十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程（平成二十一年宮城県企業局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第二項に規定する公共施設等の整備等に関する事業（同条第一項第二号に規定する公共施設に係るものを除く。）に該当する事業（下水道事業に限る。）」を「前条第二項に規定する公共事業」に改め、同条第三号中「前条」を「第二条」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（大規模事業評価の範囲）

第三条 条例第四条第一項第二号イの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。

一 全体事業費が百億円以上の公共事業

二 全体事業費が三十億円以上の施設整備事業（管理者が別に定める事業を除く。）

2 前項第一号の「公共事業」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第二項に規定する公共施設等の整備等に関する事業（同条第一項第二号に規定する公用施設に係るものを除く。）に該当する事業であって、企業局が所管するものをいい、前項第二号の「施設整備事業」とは、それ以外の同条第二項に規定する公共施設等の整備等に関する事業に該当する事業をいう。

附 則

この管理規程は、令和七年一月二十一日から施行する。